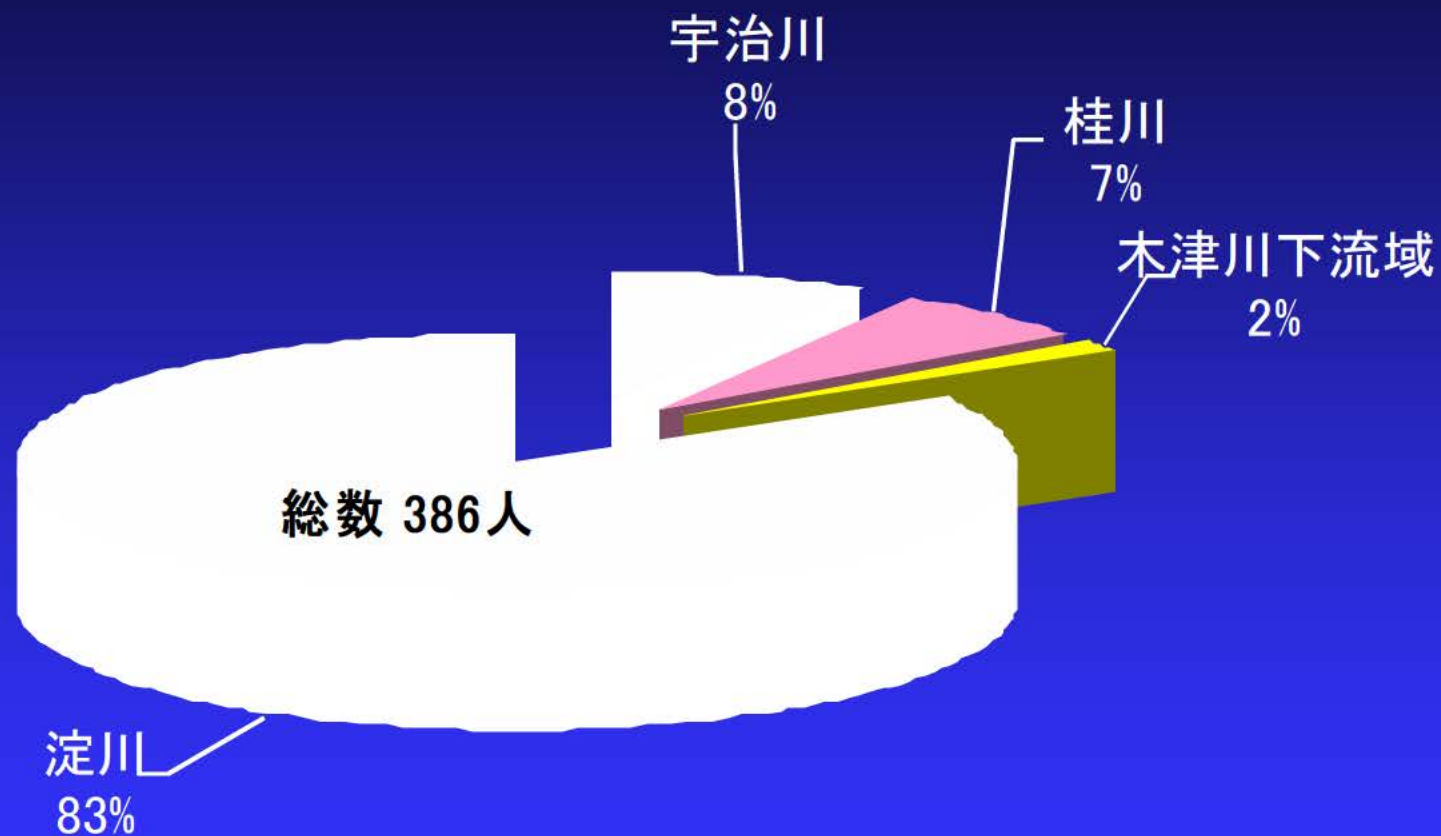
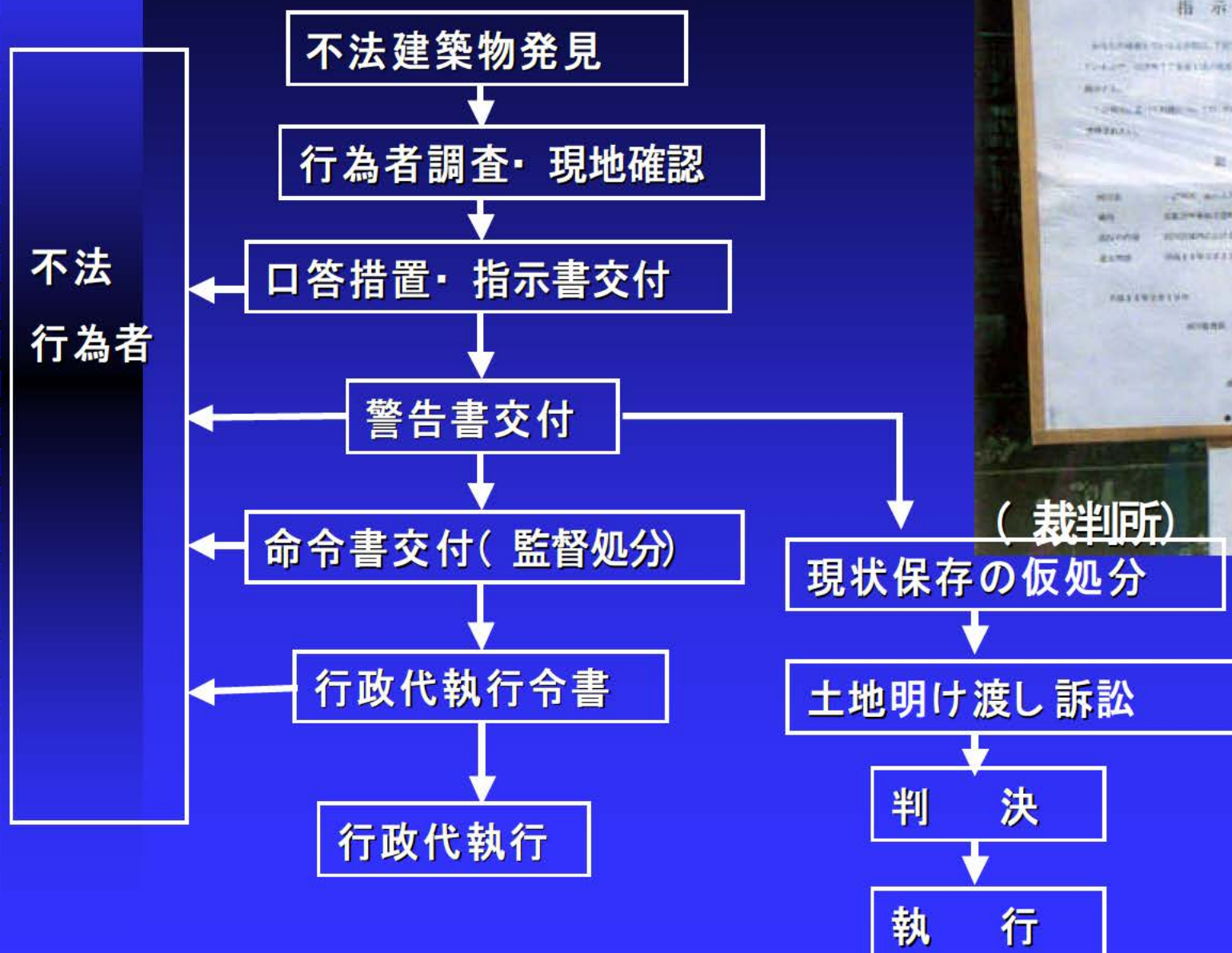


【河川区域内不定住者の現状(H11.7時点)】

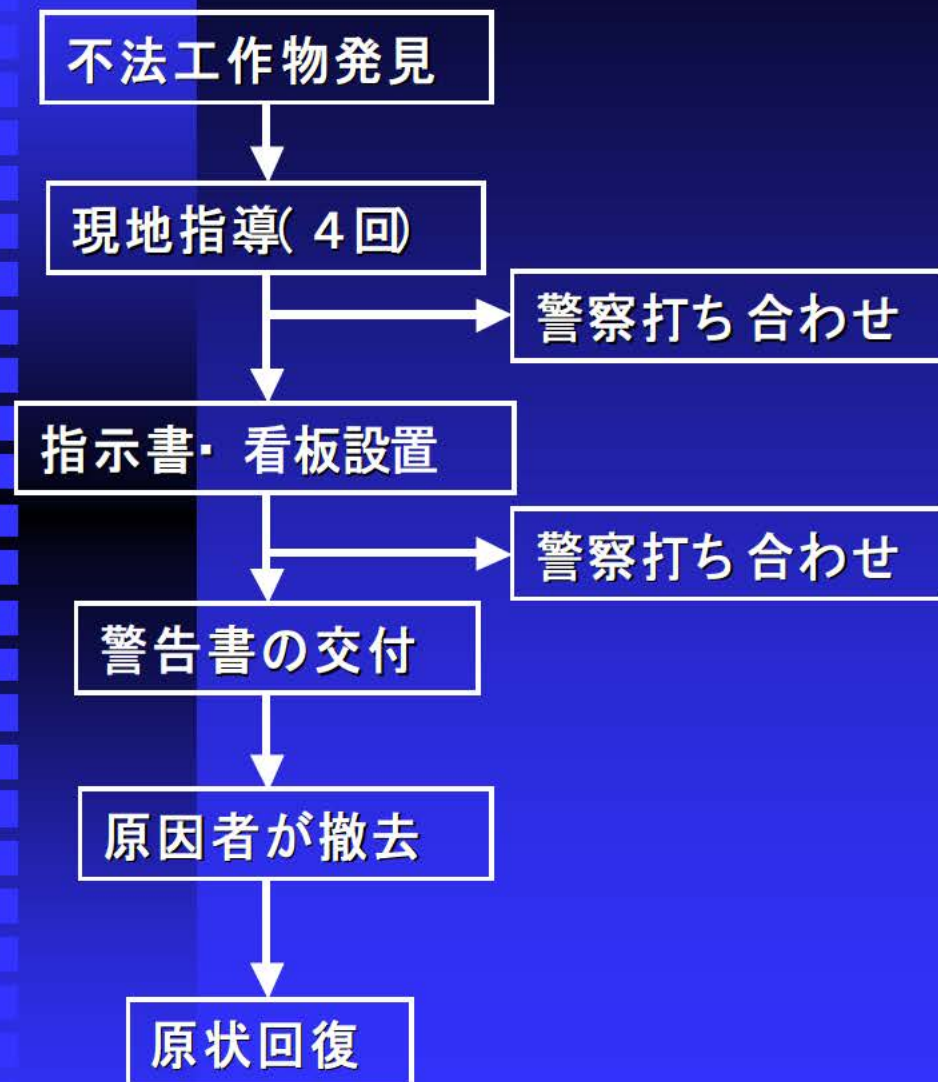


不法占用(不法建築物)に対する対応



指示書看板

不法占用(不法建築物) 撤去事例



不法耕作の撤去事例 ー1

- ・ 流水保全水路設置に伴い是正

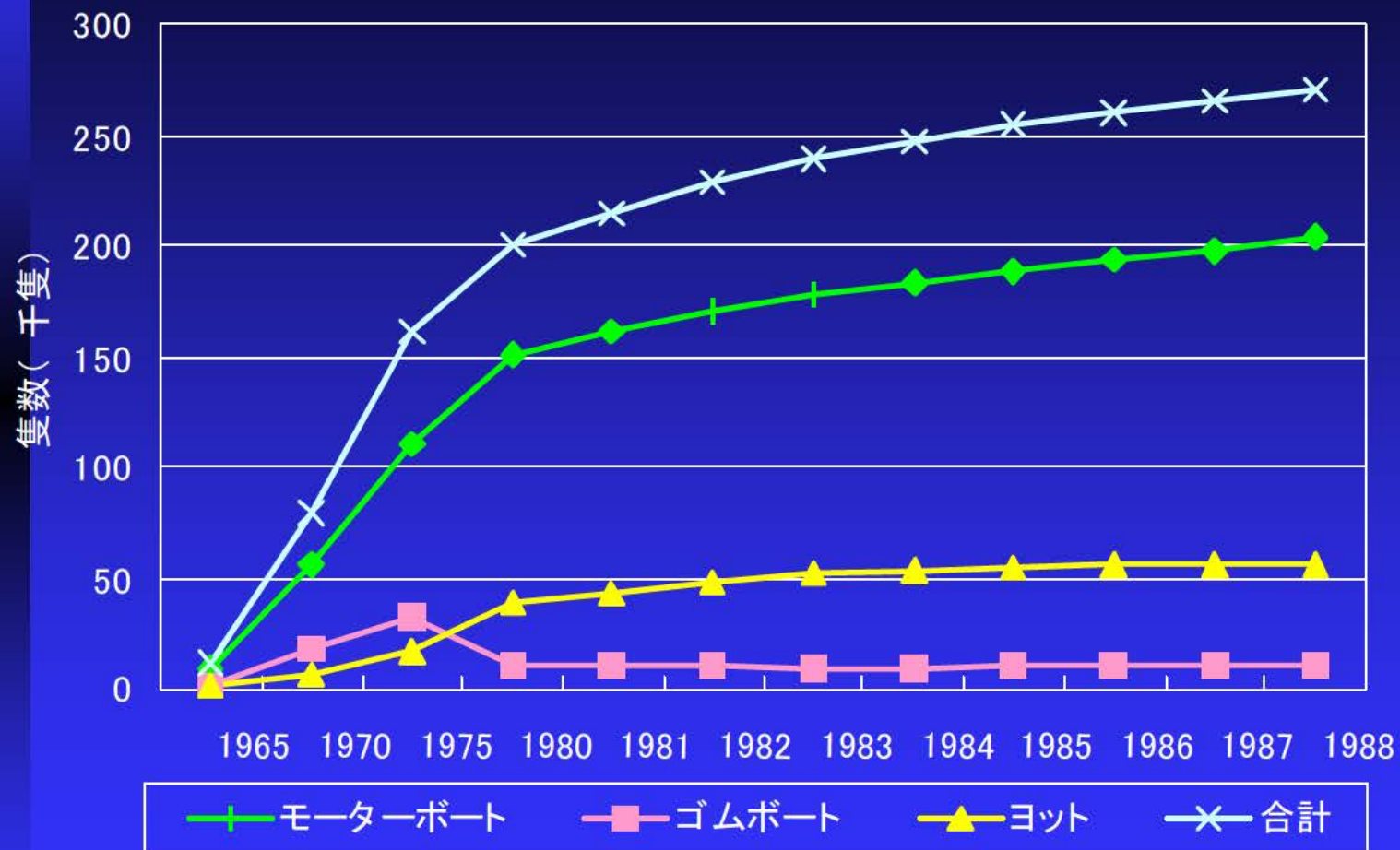


不法耕作の撤去事例 -2

- ・ ワンド 造成に伴い是正



国内におけるプレジャーボート 数



出典: マリンスポーツ事業開発研究

水上オートバイ等の利用実態調査



日時 H10.8.2～9.6の日曜日

10:00～17:00

出典: 淀川水上オートバイ関係問題に関する提言

水上オートバイ・ウインドサーフィン等 水面利用に関する問題

- 沿川住民からの苦情
- 河川利用者からの苦情
- 自然保護団体からの苦情
- 水面利用者間の事故
- 河川管理施設の破損

水上オートバイの対応

水上オートバイの活発な
利用に伴い、無秩序な利用者が
増加(野鳥の追回し、釣り人近辺の走行等)



国土交通省、地方自治体、警察等からなる協議会
で利用地区の検討

(検討項目) 背後地状況、漁業、
上水道取水口の有無、野鳥

暫定的な利用地として
一津屋地区を選定

淀川水面利用調整
協議会発足

(平成10年12月)

〈学識経験者・関係行政機関〉

淀川水上オートバイ関係
問題連絡会発足

〈関係行政機関・関係団体〉

目的: 水上オートバイ利用計画
及び騒音等対策

意見聴取

日本野鳥の会
大阪市漁業協同組合
大阪府立淡水魚試験場
摂津市一津屋自治会
淀川水質協議会
関係市

提言(平成12年7月)

意見募集

(平成12年4~5月)

水面利用計画の策定

(現在検討中)

船舶の通航方法の指定

〈河川管理者〉

水面利用暫定区域及びルールを設定

「淀川に於ける水上オートバイの利用については、暫定的に摂津市一津屋地区において自由使用として行うことが出来ることとするが、無秩序な利用が行われた場合には、当該地区での利用は出来ない」

- 利用期間 6月16日～10月15日までの土・日・祝祭日に限る
- 利用時間 AM10:00～PM4:00
- 燃料 レギュラーガソリン
- 管理体制 利用規制の徹底化の体制
- 迷惑行為の禁止
ゴミ捨て禁止、釣り人・ウインドサーフィン等の利用者、野鳥への配慮

1.6 ゴミの不法投棄 【不法投棄の現状】



堤防の上や橋の下等、様々な所で不法投棄が見られます。